

# 東京大学史料編纂所蔵『和歌真字序集（扶桑古文集）』紙背文書

藤原重雄  
末柄 豊

## 【解題】

「卷子一卷。前欠。全二十二紙。架蔵番号S貴一七一。」

平安時代後期の和歌会における漢文体の序（一点は詩会の序）を類聚した書物の残巻で、原題は不詳である。過去の表装に際して「扶桑古文集」と名づけられたとおぼしく、一九六三（昭和三十八）年に「和歌真字序集」の名称で重要文化財に指定された。一九一〇（明治四十二年、野口遵氏より寄贈されている）

あわせて二十九の序からなり、部分的には早くから『大日本史料』第三編などに利用されてきた。「本所所蔵『扶桑古文集』」（『東京大学史料編纂所報』二（昭和四十二年度）、一九六八年）では全体の紹介がなされ、全文翻刻のほか一部の図版が載せられている（『同』四（一九七〇年）一三三・四頁に正誤表あり）。加藤友康「扶桑古文集（ふそうこぶんしゅう）」（『国史大辞典』二二、吉川弘文館、一九九一年）として辞書にも立項されている。さらに、一部（一〜四、九）については、佐藤道生「扶桑古文集」訳注（抜萃）（池田利夫編『野鶴群芳 古代中世国文学論集』笠間書院、二〇〇二年）において訳注が施されている。

本史料の紙背文書については、わずかに『東京大学史料編纂所報』二の解題に触れられるだけであったが、大江（中原）広元宛のものが多数

含まれるとあって関心が持たれてきた。しかし本格的な紹介は、五味文彦「和歌史と歴史学―和歌序集『扶桑古文集』を素材に―」（『明月記研究』九、二〇〇四年。『中世社会史料論』校倉書房、二〇〇六年、再録）、上杉和彦『大江広元』（吉川弘文館、人物叢書、二〇〇五年）まで待つことになった。

これまでの紙背文書の解説では、厚い裏打ちに阻まれて、直接原本によることができず、透過光を用いて写したと思しい影写本（一九六九年作成、架蔵番号[307107-37]）および写真帳（一九六八年撮影、架蔵番号[6138-47]）に依拠せざるを得なかった。しかし二〇〇三年度に解体修理がなされ（京都国立博物館文化財保存修理所内の宇佐美松鶴堂に委託）、修補中には裏打ちを除去した状態で紙背文書を撮影し、原本の破損状況および朽損にかかる文字の確認も行った。今回の翻刻では、この時に撮影した写真を素材としている。修理後の現在は薄手の裏打ちを施して、ある程度、紙背文書も見ることができる。

また、紙背の余白には多数の習書が確認されるが、なかに紙継目の上、つまり二紙にまたがって記された習書があり、成巻後に加えられたものだと知られる。ただし、表面の和歌序の文字を写したものは見あたらず、当該の紙背文書中の字句を書写したものが少なくないので、表面の書写

に関わって加えられたものではないようである。紙背文書には含まれない法隆寺関係の文言が多数あることや、『法華経』ほか経文中の字句や『和漢朗詠集』に見える詩句が少なくないことなど、注意すべき点は少なくないが、詳細は今後の検討を俟ちたい。

その他、詳しくは別途刊行予定の影印叢書に譲る。

### 【凡例】

- 一、文書の配列は、現状（二字利用面）の巻頭からの紙数の順に従った。そのため、主に影写本に拠った既往の紹介とは順序が逆転している。
- 一、現状の紙数とともに文書名を掲げ、その下に既往の紹介における文書番号を（ ）で括って付し、あわせて各紙の法量を標示した。
- 一、翻刻の体裁は、原本の改行に従い、概ね現在通用の字体に改めた。ただし、第二十一紙裏については、原本の体裁を改め、「」を用いて改行を示した。また、変体仮名を片仮名で代用した場合がある。
- 一、破損により文字が判読できない箇所は、□あるいは□□とした。残画により文字が推定できる場合は、その文字を□の中に入れた。また、判読不能の文字は☒とした。

一、重ね書きされた文字は、左傍に・を付し、元の文字が判読できる場合には（×）として掲げた。

一、改めるべき文字や前後から推測できる文字は（ ）で、人名・地名等には（ ）で括り、該当する箇所の傍らに付した。

一、紙面余白に記された習書は、各文書の末尾に主だったものを掲げた。繰り返し出てくる字句の重複や判読不能の文字は割愛した。袖と奥とにあるものは、おおよその目安に／を入れた。

一、その他、書誌的な事項については○を付して注記した。ここにいう第一紙・第二紙とは、重ね紙をした書状としてのそれである。

【第一紙裏】左衛門□某書状（22）

御慶賀事、雖打任事、

又打任事之無相違候□<sup>（カ）</sup>

そ御慶賀にては候らへハ、□<sup>（可カ）</sup>

悦思給候者也、須<sup>（即）</sup>の参<sup>（候カ）</sup>

□<sup>（カ）</sup>処、正月廿八日□物□<sup>（語カ）</sup>

候<sup>（テ）</sup>今月一日□向候、仍□

聞書候、即首刻許参

候之処、令出御了□<sup>（カ）</sup>

□候了、且此之由、還御之□

□<sup>（必カ）</sup>々入見参候□<sup>（カ）</sup>申侍<sup>（宮藤内）</sup>

了、定聞食候覽歟、如何、□

不審候、□<sup>（猶カ）</sup>可参賀候也、恐々<sup>（言）</sup>謹

□<sup>（建久七年）</sup>月八日 左衛門□

○余白に以下の習書あり、

「御慶賀事」一折

【第二紙裏】左衛門少尉某書状（21）

御慶賀事、須参

候之処、依未申畏、不出

仕候也、然而不堪恐悦、

捧賀札所令言上候也、恐□<sup>（々）</sup>

謹言、

□<sup>（建久七年）</sup>正月廿九日 左衛門少尉賢

□<sup>（中原広元）</sup>謹々上 兵庫頭殿

○余白に以下の習書あり、

縦二八・〇  
横四八・二種

縦二八・一  
横四八・六種

「何所有南北貴賤上下」「持戒毀戒威」／「鬢」<sup>〔延〕</sup>「薙命增長」「遠聞」「十方」「六度」「眼前」「被」「候之處」「雖打任事」

〔第三紙裏〕藤原範綱書狀<sup>○第一紙闕</sup>（20）

縦二八・一〇種  
横四八・六種

奏者給事候也、本人若

恠惜事や候はんするを、聊

朝恩なとたに候は、<sup>〔無九〕</sup>彼人<sup>〔〇〕</sup>

大切候歟、今一兩日之間、伺便<sup>〔〇〕</sup>

能々可披露候也、

康慶事、委令申候了、<sup>〔無九〕</sup>下向<sup>〔〇〕</sup>

異議候歟、毎事期見參之

次候、恐々謹言、

<sup>〔建久二年〕</sup>二月十日 範綱<sup>〔藤原〕</sup>

○余白以下の習書あり、

「向後」「向社」「遅々」「進上」「者歟」「暑預」「可披露歟」「湖江」「事候」「盛徳」「期」「嚴重殊勝」「正方如」「令活却于今明女」「有御遷坐歟」「半日」「拜答」「若人求仏」「明聞是經典」「隨目」「法隆寺」「松立院」「過分」「縁所」「候」「香花散杖如雲霞」「法花寺」「灯明」「本来無東西、何所南北」

〔第四紙裏〕某書狀（19）

縦二八・二種  
横四八・六種

御下向何比哉、

越前国池田庄間事、<sup>〔今立郡〕</sup>

委所申合也、可計示給<sup>〔之九〕</sup>□

状如件、

<sup>〔建久二年九〕</sup>三月四日 □ □

<sup>〔中原広元〕</sup>因幡前司殿

○余白以下の習書あり、

「御下向何」「候哉」「北」／「依無指事不申案内」「不実無」「不思食処之条、如此晦来之比」「幸在此命」「スムマツスンマツ」□□「油」「由」「春松」「天亡」「令可被示之処」「見參之由」「不審之処幸在」「如此之条」「神野田事」「如前日」「先度」「本人若」

〔第五紙裏〕藤原範綱書狀（18）

縦二八・一種  
横四八・六種

一昨日依公事參詣日□<sup>〔吉九〕</sup>

夜前所令還向候也、昨□

<sup>〔源頼朝〕</sup>鎌倉殿御書の候けるハ、信□

令持參浄土寺候之由、令□

候、還御今日可候之由、<sup>〔衍〕</sup>可候<sup>〔〇〕</sup>

由、所聞候也、諸事見參之次

可令申候、恐々謹言、<sup>〔建久二年〕</sup>

<sup>〔藤原〕</sup>二月十七日 範綱<sup>〔網〕</sup>

<sup>〔中原広元〕</sup>因幡前司殿

○余白以下の習書あり、

「御參之次」「御返」「返事」「鶯舌声」「重下向」「拜見仕」「候哉」「緑樹陰前」「持来候」／「浄土寺候之由」「二問二答不可然之由」「諸事見」「由尤」「越前国下」「囿下」「山」「所」「法隆寺小別当」「南無阿弥陀仏」「法隆寺嶋庄」「無左右」「達」「条」「御下向」

〔第六紙裏〕藤原範綱書狀（17）

縦二八・一種  
横四八・六種

鎌倉殿御書早可令<sup>〔〇〕</sup>遜

上女房候也、

今夕可見參候、潔齋仕<sup>〔候カ〕</sup>

間、不參上候、若御行之便候<sup>〔者カ〕</sup>

可奉待候、恐々謹言、

二月廿六日<sup>〔建久二年〕</sup> 範<sup>〔綱〕</sup>

○余白に以下の習書あり、  
<sup>〔藤原〕</sup>

「処」「半天」「昔了」「扇代岸風兮」「而止了」「代々」「高」「会了」「晚前」「一夜山月」「而了」「相尽」「山事」「二町亭事」「亭候也」「此処」「度」「鎌倉」「哀」「殿御書」「早々」「所濟進目録有今」「濟百濟国日羅」「参」「驗」「路驚耳」「深鳥登」「行」「奉候了」「事奄」「間座下灯」「路宿」「写」「南無在」「有日月」「板廂」「源氏」「見宮」「譜及」「我后徳」「逢久不申」「遼遠」「徳聖」「代守」「氏乍逢」「礼」「身」「硯筆」「暗然」「去了」「半銭」「如是我聞、一時」

〔第七紙裏〕 某書状<sup>○第二</sup> 紙開く<sup>〔二〕</sup> (16)

縦二八・一糎  
横四七・九糎

○前  
開く

所候也、

昨日法花堂へ有御参<sup>〔由〕</sup>

承及次第、返々無止<sup>〔事〕</sup>

思給、随喜之涙難抑<sup>〔候カ〕</sup>

法皇如何許御照鑒<sup>〔後白河〕</sup>

候けん<sup>〔濁〕</sup>と偲仰、諸事

恥覚候、承及て忝な<sup>〔濁〕</sup>

引まいらせてこそ候へなと<sup>〔濁〕</sup>

便宜之次、態々申たりし<sup>〔濁〕</sup>

なと可令披露給、万事<sup>〔濁〕</sup>

木石世間にて候二、昔時<sup>〔濁〕</sup>

罷逢様恥覚候、如此事<sup>〔候カ〕</sup>

○余白に以下の習書あり、

〔勝鬘〕

〔第八紙裏〕 藤原範綱書状 (15)

縦二八・一糎  
横四八・七糎

○前  
開く

は候し也、然者今朝御参<sup>〔候カ〕</sup>

若被近事もや候はんすらん<sup>〔丹後局〕</sup>

今朝令参浄土寺殿給<sup>〔書カ〕</sup>

返々神妙候歎、其次御<sup>〔候カ〕</sup>

事者、令伺給宜候歎、<sup>〔候カ〕</sup>

力随其左右可令念進給<sup>〔候カ〕</sup>

歎、又遅々其恐候者、他脚<sup>〔力カ〕</sup>

にても令進給、何事候哉<sup>〔候カ〕</sup>

とこそ思給候へ、今朝必々可

参給候也、恐々謹言、

三月十四日<sup>〔建久二年〕</sup> 範綱<sup>〔範綱〕</sup>

○余白に以下の習書あり、  
〔勝鬘〕云捧物<sup>〔堅義者〕</sup> 覚宴<sup>〔覺宴〕</sup>

〔第九紙裏〕 藤原範綱書状 (14)

縦二八・一糎  
横四八・五糎

前掃部頭殿御消息拜<sup>〔見〕</sup>

所令返上候也、火事之条、返々<sup>〔淺〕</sup>

〔中原親能〕

前掃部頭殿御消息拜<sup>〔見〕</sup>

所令返上候也、火事之条、返々<sup>〔淺〕</sup>

猿候、何様候けることにか、無

限驚歎思給候、二人今夕

見参之次、可申承候也、

今朝 御幸清水寺、還御之<sup>〔時カ〕</sup>

御書事可令申也、恐々<sup>〔建久二年〕</sup>謹言、<sup>〔範綱〕</sup>

三月十八日

○余白以下の習書あり、<sup>〔藤原〕</sup>

「指事不申」／「勝鬘会捧物」半日為容事」「閨覆」「扇岸風気客門」「仰

〔第十紙裏〕源仲国書状 (13)

為召上宮藤八忠能、高嶋<sup>□</sup>

油庄被下力者桔梗法師

候事、謹以承候了、如此<sup>□</sup>

御意御沙汰候之条、返々所<sup>〔悦カ〕</sup>

思給候、且中納言入道<sup>〔二条能保〕</sup>

へも地頭之間事者、如<sup>〔何カ〕</sup>

御沙汰候、山僧等狼藉<sup>□</sup>

可被留候之由を申上候之<sup>〔上カ〕</sup>

者、定座主御房へ可<sup>〔令カ〕</sup>

申御候歟、委細可参<sup>□</sup>

候、恐々謹言、<sup>〔建久六年カ〕</sup>

十一月五日 刑部少輔仲<sup>〔国〕</sup>

○余白以下の習書あり、<sup>〔源〕</sup>

「失面目」「仰」「失神」「の、ち」

〔第十一紙裏〕藤原範綱書状 (12)

縦二八・〇種  
横四八・六種

謹承候了、八九寸木廿二<sup>〔本〕</sup>

候之由、返々悦思給候、於淀

辺可請取候也、往還其<sup>〔願〕</sup>

候者、寺江辺にても可罷<sup>〔預〕</sup>

候、今度當作偏以御助<sup>〔成〕</sup>

支至要候、返々所畏思給候

也、每事可参啓候、<sup>〔藤原〕</sup>範綱<sup>□</sup>

謹言、

三月十一日 範<sup>〔綱〕</sup>

○余白以下の習書あり、

「謹承候了」「事新」「以前可令申」「請」／「事々」「依旱水之歎雖令」

「難洪候処」「依無事重々」「浅猿候」「閨明月寒月」「流涕」「本意也」

「御気色」「何事候」「候哉」「此条」「非」「思」「乃」「☒叶」「存之」「有

様」「様事候」

〔第十二紙裏〕藤原範綱書状 ○第二  
紙闕く (11)

誠昨今不令申案内、不審候之処、

悦承候了、法住寺殿作事遅<sup>〔速〕</sup>

令注申給、尤神妙候、広御所事

申給、尤随御返事可令當給事

候歟、

大進返事返々神妙候、時々尤可<sup>〔可〕</sup>

令申給候也、自昨日為御方<sup>〔邊〕</sup>

御幸<sup>〔浄土寺殿〕</sup>の候也、還御今夕可候之由所聞

候也、昨今聊沙汰事候、不参候<sup>□</sup>

縦二八・二種  
横四八・八種

御所望事、委細令申給之趣、

可令披露候也、伺便宜候処、未

申出候也、博士御所望、尤穩便

事候歟、能々除書以前可令申□

○建久二年三月一日の書状ならん、

○余白以下の習書あり、

「我仕候」「令思寄出立仕候之處」「非本意候」「無前後相違仕者也」

〔第十三紙裏〕藤原範綱書状（10）

縦二八・一樞  
横四八・三樞

此条無残令訴候、老者なとこ□<sup>（そ）</sup>

然ハ大望にて候へ、仍押所伺に□

可候に候、重謹言、

□□許

□被遣御

文候歟□、

昨日令參給之由、今朝

委令披露候了、康慶事、

令申候了、恐々謹言、

二月八日<sup>（建久二年）</sup> 範綱<sup>（藤原）</sup>

因幡前司殿<sup>（中原弘元）</sup>

○余白以下の習書あり、

「因幡前司殿」「三経院」「散花」「法隆寺」「思讓」「請文」「委」「披露候了」「康慶事」「昨日令參詣稻荷」「趣前」「謹言」

〔第十四紙裏〕藤原範綱書状（9）

縦二八・二樞  
横四八・六樞

若宮并御塔炎上事、□

所驚承候也、清水寺 御<sup>（辛力）</sup>

還御之時、早可令申上候也、

定以御書候歟、私にも前<sup>（掃部）</sup>

頭殿なとへかゝる事承候<sup>（中原親能）</sup>

歎思給候之由なと令申□

て候はいか、候へく候、中々<sup>（無）</sup>

便事にてや候へき、可計

仰給候歟、恐々謹言、

三月十八日<sup>（建久二年）</sup> 範<sup>（綱）</sup>

因幡前司殿<sup>（藤原）</sup>

○余白以下の習書あり、

「波上一生歡会」「一時」「時来」

〔第十五紙裏〕藤原範綱書状（8）

縦二八・二樞  
横四八・六樞

夜前令入御精進屋<sup>（鳥羽）</sup>

御畢、某者定御精進屋□

令參すらんなとこそ 御<sup>（氣）</sup>

色候しか、何日許可令參給<sup>（参）</sup>

且可參会候也、毎事期見□

之次候、恐々謹言、

三月廿四日<sup>（建久二年）</sup> 範<sup>（綱）</sup>

因幡前司殿<sup>（藤原）</sup>

○余白以下の習書あり、

「辺」「相」「本」「入候也」「夜前」「令入御精進屋」「許」<sup>（鳥羽殿）</sup>

「進上」「御夜」「申入候」／「たつた山」「次恐々謹言」「参行仕了」「因幡前司殿」「何日許」「政南院」「万事」「謹法」「舟中波上一生勸会」

〔第十六紙裏〕 藤原範綱書状 (7)

縦二八・二種  
横四八・七種

播州地頭代官不承引

庁宣候云々、御分三箇国播磨・美濃・備前

地頭之左右可被注仰之由、源頼朝旨

鎌倉殿度々令申御候歟、

且一日於御文委聞食候

了、而如此候、何様御沙汰可者カ

候哉、無左右被仰下子細候者カ、

為人不便候歟、猶以 庁御使カ

如召使一人被下遣候、重聞カ

食子細候歟、可令計申給候

歟、恐々謹言、

三月十一日

○源仲国書状(第十紙裏)の墨映あり、藤原

○余白以下の習書あり、

「期」「の事」「被令」「入候也」「食」「計」「申給」

〔第十七紙裏〕 藤原範綱書状 (6)

縦二八・二種  
横四八・六種

十禅師宮仮殿御遷宮一昨日カ

廿九日、天晴風静無為令遷座

候了、君之御願成就候、公私之

大慶何事過之候哉、夜前所遷向カ

候也、明後日四日、御上棟候、仍明日

又所参向社頭候也、

一日御文未令披露候也、

後可返上候、且御気色之

をも可令申候也、

御熊の詣料種華事、返々神妙カ

候歟、今度自坂本罷帰候者カ

必可令進給候歟、五六日許可遷日

候也、恐々謹言、

○後

○建久二年三月二日の書状なり、

〔第十八紙裏〕 藤原範綱書状 (5)

縦二八・二種  
横四八・六種

下総前司請文早可令進カ

覧候、此事近江馬助奉行

所被下折紙候也、折紙

由季遠令申之条、可書

彼人候也、抑昨日御教

御勘発之状やハ候けん、御令

察之由被申候、如何、今朝参之

参給神妙候、諸事期見

次、恐々謹言、

三月六日

藤原

〔第十九紙裏〕 藤原範綱書状 (4)

縦二八・三種  
横四八・四種

御書文箱二通慥給候、

早可令進上候、御返事候者、

〔谷進候、  
〔播磨赤穂郡〕  
有年御庄御下文、同可令進上〕

宮御事、内々申合候之處、無

左右給御下文候之条、返々可

畏思給候也、御沙汰之次

殊悦思給候也、子細

參啓候、明日令參給

諸事期見參候、恐々謹言、

〔建久三年〕  
三月五日 〔藤原〕

〔第二十紙裏〕 某書状 (3)

この御ふみ、御次に

候ぬるにや、いかさま

御不審之候ハぬ圍

候と申せと候、恐々謹言、

〔建久七年〕  
正月廿四日 親

〔中原弘元〕  
因幡前司殿

〔第二十一紙裏〕 菅原氏明法問状 (2)

謹問

〔可力〕 坂令、甲以所知神田耆町、限直參拾斛、  
〔租下同〕 放券于乙、其券状不書

載、  
〔可力〕 弁濟祖米於本領主之由、而当州之例者、於不輸能田者、段別直

米參、  
〔可力〕 至于薄田并有公用公田直米者、或忝斛伍斗、或忝斛也、随於

可有祖米者、不日書載于契状、是土風之習也、而件田所在本自為

薄地式斗代也、凡此田一處、彼里内皆以最薄田二斗代也、而如

此田限不輸令放券、以殘田令放券代之所当役者、古今流例也、

縦二八・二種  
横四八・三種

縦二八・三種  
横四八・三種

随如券状者、不見可弁祖米之由、然乙不意之外逝去、乙室家丙令

承継彼遺財之刻、甲称可有祖米之由、放暴惡輩、付作人等令謹責

之日、作人等不知子細、為通当責、暫其弁歟、爰甲偏或如先日知

行伐充甲私領戸重色米、或付私使於作人等、非不論平責也、丙之女

丁承継領掌之刻、以同前也、因之自去々年且致、且為止苛法抑留彼

弁之日、綴諸無実成訴訟、令致苛法損亡之条、理然哉、凡神田・

御蘭・御厨等、割其内所撰定不輸雖放券、於彼放券田之勤、以殘地

所令勤仕本役也、随伝領如此神領公財等之道、当時領主進止也、而愚

之身雖存知券文之状、更不知法意、仍相副彼券状案、謹請明判而

已、

安元二年十二月日

菅原氏

〔第二十二紙裏〕 藤原範綱書状 (1) 縦二八・三種  
横四七・六種

御書給候了、早可令

私御文拜見、令返上候、

〔尾張春日部郡〕  
〔又少〕 於田江事、本庄ハ号於田江庄、

新庄ハ称小田江保候也、

〔刑部丞々〕  
当时ハ両方共勤地頭役候云、

此仰之上、重いか、ハ令申給ハ入、

追御下向之時など御披露宜候

歟、播州地頭事、此次被仰出

候、頗其憑候歟、

〔平盛時〕  
平五被申候状こそ神妙に候、

御所望之次第、能心得被申候歟、

〔可力〕 同便宜次

○建久二年二月乃至三月の書状ならん、